

不明組合員のみなし自由脱退についての公告

2年以上転居先不明となっている組合員 1,000 名について、なにわ保健生活協同組合定款第10条2「のみなし自由脱退規約」に基づき、2021年3月末日の日付で脱退処理を行います。

「のみなし自由脱退」処理を行う組合員名簿については、下記の期間と場所で閲覧することができます。これを機会に氏名・住所等変更がありましたらお届けください。また、のみなし自由脱退処理後であっても、申し出があれば組合員として権利は復活いたします。

記

期間：2021年2月20日(土)～3月15日(月)

場所：なにわ保健生活協同組合の各事業所

2021年2月24日

なにわ保健生活協同組合